

# 池田市議会委員会傍聴規程

制 定 平 8.12. 2 議会規程 2

(目的)

**第1条** この規程は、池田市議会の委員会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(傍聴人の定員)

**第2条** 傍聴人（池田市議会議員及び報道関係者を除く。）の定員は、5人以内とする。

- 2 大規模な災害の発生、重大な感染症のまん延その他のやむを得ない事由により前項の定員により難しい場合は、同項の規定にかかわらず、委員長が別に定員を定めることができる。

(傍聴の手続)

**第3条** 会議を傍聴しようとする者（池田市議会議員及び報道関係者を除く。以下この条において同じ。）は、議会事務局で自己の住所及び氏名を委員会傍聴人受付票（様式第1号）に記入し、申し込み、許可を受けなければならない。

- 2 会議を傍聴しようとする者が団体の場合であって、かつ、委員長が傍聴人の整理のため必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、団体の代表者又は責任者（以下「代表者等」という。）に対し、委員会傍聴人受付票（団体用）（様式第2号）に次に掲げる事項を記入させ、かつ、当該団体の代表者等以外の傍聴しようとする者の氏名を記載した名簿の提出を求めることによって、これに代えることができる。

(1) 団体の名称

(2) 団体の人数

(3) 代表者等の住所

(4) 代表者等の氏名

3 委員長は、前2項の規定による申込みを受けたときは、特別の事情のない限り、前条第1項に規定する傍聴人の定員の範囲内で、傍聴の許可をするものとし、当該定員を超える場合にあっては、抽選により決定するものとする。

4 前項の規定にかかわらず、前条第1項に規定する傍聴人の定員を超えて傍聴させる必要がある場合その他の委員長が必要と認めた場合は、委員長の定める方法により、傍聴をさせることができる。

5 報道関係者は、会議を傍聴しようとするときは、議会事務局で委員会報道関係者受付票（様式第3号）に社名、氏名及び写真の撮影、録音、録画、放送等の実施の有無について記入し、申し込み、許可を受けなければならない。

（委員会傍聴許可証の交付）

**第4条** 委員長は、前条の規定による許可を受けた者に対し、所定の場所で委員会傍聴許可証を交付する。

2 委員会傍聴許可証の交付を受けた者は、当該許可証に記載された日に限り傍聴することができる。

3 委員会傍聴許可証の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、当該許可証を返還しなければならない。

（傍聴席に入ることができない者）

**第5条** 次のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 銃器その他危険な物を持っている者

(2) ビラ、プラカード、垂れ幕、たすきその他の委員会室（委員会が議場で行われる場合においては、議場。以下同じ。）にいる者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者

(3) 酒気を帯びていると認められる者

(4) 前3号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

2 委員長は、必要と認めたときは、会議を傍聴しようとする者に対し、係員に、前項第1号及び第2号に規定する物品を携帯しているか否かを質問させることができる。

3 委員長は、前項の規定による質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

(傍聴人の守るべき事項)

**第6条** 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

(1) 静粛にすること。

(2) 委員会室における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は委員会室にいる者に対して示威的行為をしないこと。

(3) 携帯電話端末その他音を発する機器は、電源を切り、又は音を発しない状態にすること。

(4) 飲食（体調管理のための水分補給を除く。）又は喫煙をしないこと。

(5) 写真の撮影、録音、録画、放送等をしないこと（特に委員長の許可を得た者が行う場合を除く。）。

(6) 前各号に掲げるもののほか、委員会室の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他人の迷惑となる行為をしないこと。

(傍聴人の退場)

**第7条** 傍聴人は、秘密会を開く議決があったとき又は傍聴を禁止されたときは、直ちに退場しなければならない。

2 傍聴人は、会議終了後は、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

**第8条** 傍聴人は、全て係員の指示に従わなければならない。

(退場命令)

**第9条** 池田市議会常任委員会及び特別委員会条例（平成9年池田市条例第33号）第15条第2項の規定により、委員長が傍聴人の退場を命ずることができる場合は、傍聴人がこの規程に違反し、又は委員長の指示に従わず、委員会室の秩序を乱すおそれがある場合とする。

（委任）

**第10条** この規程に定めるもののほか、委員会の傍聴に関し必要な事項は、委員長が定める。

#### **附 則**

この規程は、平成8年12月2日から施行する。

**附 則**（令和8年5月18日 池田市議会規程第3号）

この規程は、公表の日から施行する。